

報 告

きたうら

第131号

発行所 北浦村役場

北浦村大字山田

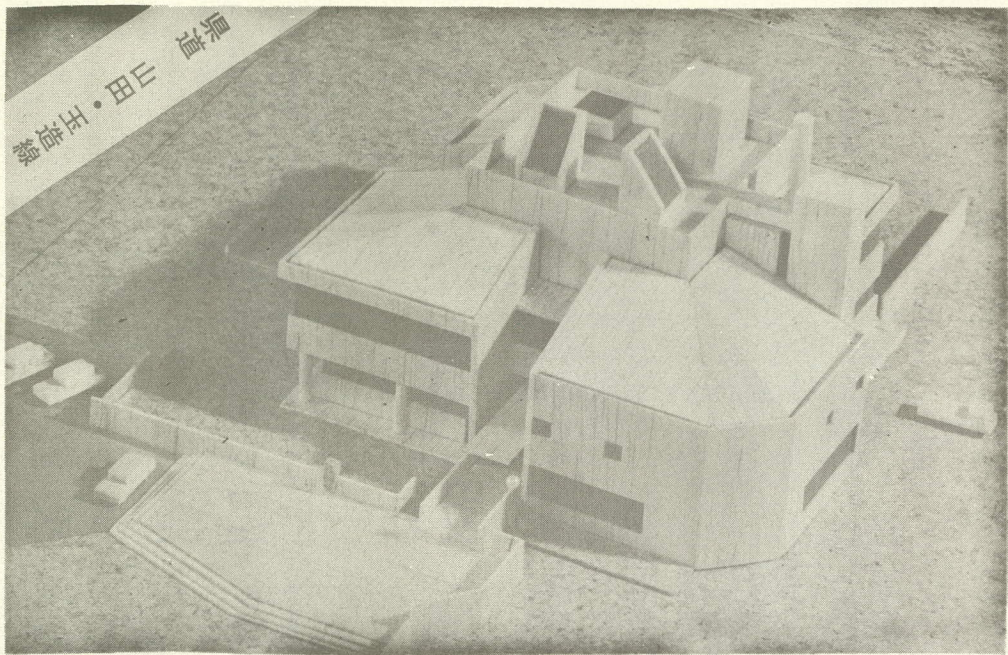
発行人

北浦村長 高柳庄次郎

さんゆう社印刷所

いよいよ 中央公民館着工

長年のけん案でした、中央公民館がいよいよ九月から建設、着工のはこ
びとなりました。それに先だち、九月二十五日、役場となり建設敷地で関
係者をあつめ起工式がおこなわれました。完成は来年三月末までの予定で
村の社会文化教育や活動の中心となる日も近いと思います。



中央公民館完成予想図



起工式のもよう

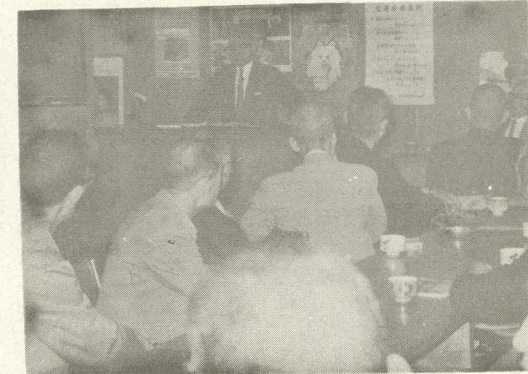
農地法が一部改正

農地法の一部改正案が、第六十三国会で成立しました。この法律は、ことしの十月一日から施行されますが、そのおもな改正点は、つぎのとおりです。

●農地移動の制限
農地を取得する場合の下限面積の引き上げ
いままでは、取得後三十アールになれば、取得できたものが、こんどの改正によって五十アールにならないと取得できないことになりました。

●創設地の貸付禁止の解除

若いものに負けられん



◇…さきごろ、村老人クラブ連合会では「老人た…」
◇…ちも勉強しなけりや社会の進歩におくれる」…
◇…と老人福祉大学を開設しました。大学は村長…
◇…を学長に、在学年数は1年間、年間20時間…
◇…程度の学職経験者や県職員による文化、政治…
◇…保健衛生分野の講義を受講の予定をしています…
◇…す。9月24日には、県社協事務局、森先生…
◇…によ「老人クラブ運営について」の講義を…
◇…受けました。

農業者年金

農業者年金は、農業経営者の若
がえりを保ち、農業者の老後の
生活を保障して、離農を推進し、
経営規模の拡大をはかるという
ものです。

この年金への加入資格は、五十
アール以上の農地をもっている二
十才以上から五十五才未満の農業
経営者にかぎられています。

加入者は、昭和四十六年一月か
ら月額七百五十円の掛金をはらい
こむことになります。

その後、六十才になるまでに、
農業の経営をゆくりわたしたとき
は、六十才から年金が支給される
ことになります。

年金の月額は、掛金の積立定期
間が二十五年間で二万円、二十年
間で一万六千円が支給されること
になっています。

しかし、五年拠出で月額八千円
十年拠出で一万六千円の年金を支
給します。

離農一時金の支給

農業者年金に加入する資格のな
い老令農業経営者、零細農業経営
者で、離農を希望する者に対して
は、農地を第三者（年金加入者に
限る）にその経営をゆずりわたす
場合は、五十五才以上で五十ア
ール以上の農地をもつ者には三十五
万円その他の者については十五万
円の離農一時金が支給されること
になります。

補聴器、補装具交付

修理と巡回検診のお知らせ
本年三回目の義手、義足、装具
関係の交付、仮合せ、交付などが
麻生町麻生公民館で午前十時から
午前十二時（十月八日のみ午後二
時まで）に実施されます。日程は
十月八日（新規と修理）十一月四日
（仮合せと修理）十一月三十日
（交付と修理）です。

農業者年金が誕生

農業者に年金を支給する「農業
者年金」が昭和四十六年一月から

発足することになりました。

航海陸
空上上
自衛官募集
詳しいことは住民課へ

1日1円 交通共済…
あなたも加入も

くわしくは住民課へ
電話（北浦）4 9



友・遠方より来たる
まあまあイッパイが
事故のもと

